

「いじめ」を捉える

荒井 英治郎 (信州大学 学術研究院総合人間科学系)

1. はじめに

本稿は、2022年度に開講した教職科目(選択)「現代社会と教育問題」(2022年12月6日)の授業にオンラインゲストとしてご参加いただいたゲストティーチャー(真下麻里子氏:宮本国際法律事務所弁護士)の講演内容を再構成したものである。記録作成に当たっては、山田海智さん、後藤友作さんに尽力いただいた。記して感謝を申し上げたい。

2. ゲストティーチャーの話

(1) 自己紹介

【ゲスト】「いじめ」を捉えるということで、弁護士としてどのようにいじめを捉えるかをお伝えしたいと思います。

私は、早稲田大学教育学部理学科数学専修を卒業して、数学の中高の教員免許を取得し、現在宮本国際法律事務所に勤めています。同時に、「NPO 法人ストップいじめナビ」の理事も務めています。

宮本国際法律事務所は、企業のリスク管理や契約関係の確認を主にやる、いわゆる企業法務の事務所です。そこに弁護士として在籍していますが、教育現場を見た際、リスク管理や予防法務的な部分が足りていないのではないかと感じました。

ですから、いじめの問題に関しても、「起きてからどうするか」「誰を訴えるか」ということではなくて、もっと予防的なアプローチができるのではないかという考えから

私の活動はスタートしています。

まず1年目では「いじめ予防授業」を中高生向けにやってみようと思い、それが徐々に広まってきたことから、弁護士がやっていることを先生方も同じようにやっていただきたいというコンセプトで書いたのが、『弁護士秘伝!教師もできるいじめ予防授業』(教育開発研究所, 2019年)という本です。他にも、『「幸せ」な学校のつくりかた—弁護士が考える、先生も子どもも「あなたは尊い」と感じ合える学校づくり』(教育開発研究所, 2021年)、山崎聡一郎さんと共著で『こども六法 練習帳』(永岡書店, 2022年)などの本を様々な方のお力を借りながら執筆してきました。ちなみに、『こども六法 練習帳』の表紙には、「法的思考」というフレーズがありますが、この「法的思考」についても捉え直さなくてはならないと思っています。私なりの解釈としては「法的思考」とは、「自分と相手を尊重する考え方」であることをこの本の中でも触れています。

先に「自分」がくるというところが、ポイントで、いじめ問題をやっているとすごくわかるのが、「人は自分が尊重されていないと感じているのに、相手を尊重し続けることなんてできない」ということです。それを無理に続けてしまうと、いつか心身に不調をきたしてしまったり、「なんで私ばかりこのような我慢をしなくてはいけないの」というメンタリティになってしまったりして、その人ではなく、別の人に攻撃的になってしまうことが起こりえます。そこで、自分を改めて尊重していくことが大事であるということ、私の立場からは言わなくてはいけないと考えています。

弁護士がいじめを防止するのは、なかなか難しいことです。しかし、学校の外にいる弁護士の立場でできることを、この10数年間考え、行動してきました。

いじめ防止に向けて大切なことは、過去に何があったのか、「過去」を捉えることです。次に、弁護士としてできることは、「弁護士の職責」を捉えることです。そして、一般的に「法」はどのようなイメージがあるのか、どこを調整・修正していかなければならないのかを考える、つまり「法」を捉えることです。そこから、「いじめ」というものを法的にどのように捉えることができるのかを伝えていくこと、最後は、いじめ問題は社会問題とも関わっていますから、「私」と「社会」の繋がりを捉えていくことです。この流れが非常に重要だと考えています。

(2) 「過去」を捉える

【ゲスト】 弁護士1年目のときに、いじめ予防授業を弁護士会が行っていることを知

りました。そのいじめ予防授業は、小学生を対象に10年以上行われていた活動で、内容は、いわゆる自殺まで繋がったいじめの重大事件を小学生に伝えて「いじめはすごく怖いものだから、やらないようにしようね」ということを弁護士が語るというものでした。私はそれを見聞きしたとき、少しだけ違和感を覚えました。重大事件を子どもに伝えていくこと自体の重要性は否定しませんし大事なことだと思います。でも、もし私が中学生や高校生のときにその授業を聞いたら、「私はそんなことやらないし、身近ではない」と感じると思ったのです。もう1つは、弁護士でなくてもその授業はできる可能性があると感じました。啓発として、「人にひどいことをしちゃいけないよ」と伝える行為自体は「絶対に弁護士でなければならない」というわけでもない気がして、もっと弁護士しかできないアプローチがあるのではないかと感じたのです。そこで、私の教員免許が中高だったこともあり、弁護士会とは異なる中高生向けの授業を考えることにしました。そして、「身近で自分たちに関係ありそうな事例を使うこと」、「だめだよと伝えるのではなくて、子どもたちに考えてもらって、そこから議論していく内容にすること」の2つをコンセプトにしました。

私がこのようなスタンスでやっていることにはもう一つの理由があります。現行のいじめ防止対策推進法が制定されたきっかけとなった「大津事件」がありますが、第三者調査委員会の調査報告書には、「道德教育の限界」という節が設けられています。事件が発生した学校が、文部科学省の道德教育実践推進事業の指定校であったことも関係していますが、先生方に「うちは道德教育に

力を入れているから大丈夫だろう」という雰囲気があったのです。ですから、「授業をやっているから安心」ということではなく、むしろ授業にできることと、できないことを常に意識しながら、「何ができて、ここからはできないから、誰かに振らなくてはいけない」ということをきちんと考えていかななくてはならないと強く感じたのです。

(3) 「弁護士の職責」を捉える

【ゲスト】いじめ予防授業の目的は、「いじめをなくすこと」ではありません。例えば、すごく厳しい指導がなされている教室は、子どもにストレスがかかるので、いじめの件数が上がっていくという統計の結果もあり、子どもたちはストレスによっていじめを行ってしまうという側面があります。あるいは、小さいいじめが重大化する背景には、教員が多忙で、本当は相談したくてもできず、そうしている間に子どもたちの状態がどんどん悪くなってしまいう状況もあります。ですから、外にいる弁護士が年に1回授業をしたからといって、できることなど限られているわけです。その上で、その授業で「いじめがなくなる」ことなど「ない」ということを前提に、何をするかを考えていかななくてはなりません。弁護士にできることは、「少なくともこういうふう考える」「こういう視点がある」などのように、視点の提供までだと考えています。結果として、いじめ予防授業を取り入れたことによって、「いじめが少なくなりました」「対応しやすくなりました」と先生から言われることはあるのですが、それは私たちの「手柄」では決してなくて、私たちが伝えた視点を現場

の先生たちがうまく使ってその教室に馴染ませる作業をしてくださったからだと思います。それによって環境が良くなって「なくなっている」という効果が生まれているだけで、私たちがいじめをなくしているわけではありません。

私たちがこういった取組みをする際、「法は団子の串のようなもの」とよく言っています。団子は、子ども、先生方、保護者の3者を表していますが、そこに「いじめが起きたらどうするか」という共通認識を作るという意味で、串を通していくように共有する。3者に共通認識を作ることが目的としてやっています。いじめは1回起きてしまうと、被害者、加害者といった立場ができてしまい、その後に「共通認識を作ろう」「子どものためにこう考えよう」と言っても、感情的対立が起きて、なかなか串が通りません。ですから、何も起きてない時にこそ、「法律はこのようになっているよ」「そういうことも含めてこのようにやって考える」ということも含めて、串を通していくことが大切です。従って、私が行く場所は何も起きてない、起きる前が理想です。

次に、いじめ予防授業の目的についてお話しします。実務的目的と究極的目的という2段階の目的があります。まず実務的目的としては、いじめ防止対策推進法の目的と同じで、「早期発見」と「重大化防止」、いじめをなくしたり減らしたりするというよりは、早く見つけて早く対応するところに資するよう授業を設定しています。具体的に言うと、早く気づけること、何らかの形で動ける子を増やす点を目的にしています。

「動ける」というのは、必ずしも庇うことだけではありません。現在はSNSもあり、教

員の知らないところでいじめが重大化しますから、リスク管理の観点から、子どもから教員に情報が上がるようにする、こうやって情報を上げることは良いことだということをお伝えするイメージです。そのための土台作りとして、いじめ予防授業があります。気づける子を増やして、動ける子を増やすという点に目的があります。

また、私たちは教室で「法律はこうなっていますよ」と言うだけではなく、自分の頭を使って考えることを大事にしています。1番大事なことは、「正しさ」を押し付けないということです。いじめに対しては、「やってはいけない」という大人の気持ちが強くなりがちですから、どうしても自分の正義感を相手に押し付けようとしてしまいます。それをやってしまうと、子どもからも反発がくるし、「自分を尊重して相手を尊重しましょう」と言いながら子どもに正しさを押し付けるのですから、極めて説得力を欠くわけです。ですから、私たちは、子どもたちを尊重するという姿勢を崩すわけにはいきません。そのためにはなるべく「〇〇すべき」という概念を使わないようにしています。この「すべき」が「正しさの押しつけ」になりかねないからです。

また、なるべく感情を揺さぶらないことも大切にしています。ショッキングな事例を与えて、感情を揺さぶってしまうと、思考が止まってしまうからです。思考が止まってしまう事例は使わないようにしています。それから、楽しく学んでもらうことも重要です。いじめ問題はどうしても深刻に扱わなくてはいけないイメージがあります。本当は日々学んでアップデートしていく必要があるのに、毎回深刻な雰囲気になって

しまうと、学びたくなってしまいます。ですから、学ぶときは楽しく学んで、対応するときは真剣に臨むことを重視しています。また、議論する際には、心理的安全性確保のためにグラドルールを設定することもあります。

(4) 「法」を捉える

【ゲスト】次に、実務的目的と究極的目的のうち、究極的目的の話をしてします。弁護士としての私には、子どもたちに「個人の尊厳」を学んでもらおうという思いがあります。「個人の尊敬」とは、すべての個人が人として尊重されることを指します。ただ、生徒には、どうして弁護士が尊重の話をするのかというシンプルな疑問もあるようです。ですから、そこはきっちりと説明するようにしています。それが「法」を捉えるというところになります。

法律に対しては、子どもに限らず、大人の世界でも一緒だと思いますが、損害賠償請求や刑罰など、上から押し付けられるイメージがあります。正しさを押し付ける、あるいは、正しさを示す感じで、子どもたちを抑圧したり、誰かに言うことを聞かせるツールとして法律が使われたりしてしまうことが非常に多いわけです。しかし、誤解されがちですが、法の目的は、抑圧や統制ではありません。私たちの国の法体系は、1番上に日本国憲法があつて、次に法律があつて、その下にその他の法令があるピラミッド型になっています。日本国憲法は、権力を持つ側にいる人たちが誰かを抑圧したり、自分たちの利益ばかりを追求して誰かの権利を害したりしてしまわぬよう、権力側を縛る役割

「いじめ」を捉える

を担っています。具体的には、立法府は、日本国憲法に反する法律を作ることができません。私たち1人ひとりが人として尊重される社会を作るために日本国憲法があるというわけです。ですから、日本国憲法の「個人を尊重する」という理念を実現する手段として法律が位置付けられているともいえます。背景の事情も性別も生まれも育ちも全く違う人たちがたくさんいる私たちの社会では、何もしなければ色々な衝突が起きます。法律は、そうした衝突をなるべく避けるために、お互いの利益を調整する役割を担っているのです。ですから、法律の根底に流れているのは、1人1人を尊重しようという非常に寛容な視点です。損害賠償や刑事罰は、どうしてもなくなった時に使う最終手段であって、条文数としても割合は少ないわけです。それ以外の法律は膨大にあります。ですから、私たちは、法律に基づきお互いの利益を調整し合いながら生きているのです。

教育現場における法律の位置づけも、損害賠償や刑事罰ではなく、むしろ寛容な視点を共有してお互いを尊重する視点を養うために使った方がいいのではないかと考えています。権利を調整する知恵が詰まったものとしての法律という位置付けです。そういう前提で法律を捉えると、法的視点や法的思考は、やはり自分を尊重して相手も尊重する視点になっていきます。

(5) 「いじめ」を捉える

【ゲスト】いじめ防止対策推進法は、日々どのような体制を組んでいじめに対応していくか、いじめが実際起きてしまったらどう

対応するかが書かれている法律になります。先ほどの「団子の串を通す」と言いましたが、私は基本的には4年間で1セットのプログラムを組んでいます。4年間の理由は、中高一貫の私立に呼ばれることが多く、中1から高1までの4年間で行うことが多いためです。基本的には1クラスに弁護士一人が入ります。学校数が増えるにつれて、弁護士の数が足りなくなっていましたので、現在は新規案件はあまりお受けしていません。そこで、本を書いて、授業が上手な先生方にやってもらったらいいのではないかという発想から生まれたのが、冒頭でも紹介した『弁護士秘伝！教師もできるいじめ予防授業』です。授業では、1年目にいじめの定義を学びます。実は1人ひとりが思い描いている「いじめ像」は全く違います。ですから、やめる対象となる「いじめ」の議論がすれ違わないように共通認識を作るのが、1年目の目的になります。2年目は、いじめの構造ということで、四層構造を中心に取り上げて、自分が傍観者の立場になったら、どう動けばいいのかを考える年です。3年目は具体的な行動を考えていく年です。傍観者になって、「私は中立でいたいから、あの子たちに関わらないようにするよ」と友人から言われたらどう動くか、それは本当に中立かを考えるのが、3年目になります。4年目は、この「消極的な中立」ではなくて「介入する中立」として、模擬調停という形で加害者、被害者、調停委員という3者に分かれて、実際に調停をしてもらうワークショップをしています。これは、調停委員が本当に中立でい続けられるかを見るワークショップです。

事前に考えていただいたのは、2年目に

取り扱っている事例です。合唱コンクールの事例で、朝練に毎回10分遅刻してくるCさんが、一生懸命取り組んでいるDさんたちにいじめられてしまうという事例です。

私の授業は色々な意見が出るように設定しています。授業として、学んでほしいことは、まずはいじめの定義です。いじめ防止対策推進法における「いじめ」は「やられた人が心身の苦痛を感じることを指しています。でも、多くのいじめ事案では、やられている人が「僕は辛いです、悲しいです」と言わないですよ。仮に、本人が辛い悲しいと言っていないとしても、外から見て、辛そうだな、悲しそうだなと思ったら、いじめとして対処していかなければならないし、仮にそれがよく分からなくても、これやられたら辛いよねということにはどんどん対処・防止していくことが大事です。

いじめをやってはいけない理由について、「大事な命が失われるから、いじめはやってはいけない」という語られ方に出会います。それ自体は必ずしも間違っていないかもしれませんが、人の命が失われなくても、いじめはやってはいけないわけです。人が人として尊重される状態を傷つけて、相手の自尊心を傷つけ、相手の尊厳を傷つけるから、いじめはやってはいけないのです。

いじめは、1対1だけでなく、1対多という形で、複数人で行われることが多いです。人は1対1ではできないことも集団になるとできてしまいます。これを集団心理といいます。そのため、行為がどんどんエスカレートしていきます。外からは分からなくても、やられている本人は、必ずどこかで限界がきます。その一例が自死や不登校などです。大事な命が失われるから、いじめはやっ

てはいけないという語り方をしてしまうと、どうしても、いじめる行為の程度、本人の苦痛の程度、どちらも大きいものがいじめであるというイメージができてしまうわけです。その時点で他人が気づいたとしても、手遅れになってしまう可能性が高いため、できるだけ早く気づいて対応していくことが大事であるというのが法律の趣旨になります。ただ、これは教職員研修で触れる話ですが、事前に保護者にこの法律の趣旨を伝えておかないと、保護者は驚いてしまいます。保護者は、いまだに「命にかかわるような重大なものがいじめ」というイメージを持っていることが多いからです。そのため、「うちの子はひどいことをしていないのに、なぜいじめをしたと言われたいけないんだ」という話になってしまい、対応が進まなくなってしまうことがあります。やはり、早い段階から気づけるような学校にした方がすぐ対応もできるし、程度の小さいいじめであれば「ごめんね」で済むことも多いし、みんなで気づけるようにしていくことが大事であることを共通認識にしていくことが大切になります。

次に、大事なポイントは、「怒ったこと」が問題なのではないということです。先ほどの事例のように、自分はまじめにやっていて頑張りたいのに、その足並みを乱す人がいたら怒るのは当然です。その気持ち自体は非常に重要です。なぜなら、「内心の自由」(日本国憲法第19条等)が私たちには保障されているからです。私たちは心の中に止まる限り、何を考えても“絶対的に自由”なのです。この「内心」は、非常に高い価値があると憲法上位置づけられています。なぜなら、この内心こそが私たちの人格の基

礎であり、根幹だからです。だから、簡単に、「そんなことで怒るなんておかしいよ」といった形で、土足で内心に入っていくのは実は非常に乱暴なことです。ですから、負の感情ですら、私たちの人格を基礎づけることも重要なものだというのを、私たちはしっかり認識しなければなりません。感情はある。「では、その感情をどう処理していくか？」という点が社会的責任を負う1人の人間として重要なのです。

つまり、問題はアウトプットであり、解決手段の選択であるということです。例えば、今回の事例で、Dさんたちにはこの問題を解決するために色々な手段があったはずで、Cさんと直接話してみたり、みんなで話し合う機会を設けてみたり、自分の怒りがおさまるまで1回距離を置いてみたり、色々な手段がある中で、あえてCさんをいじったり、悪口を言ったり、仲間外れにしたりなど、Cさんの尊厳を傷つける手段を“選んだ”わけです。その“選択”が問題なのです。Dさんたちの“人格”が問題なのではありません。「手段を選び間違えましたね。他の手段がありましたね」ということです。

学校はこのような「手段の選択」を練習する場所です。「練習」という以上、当然失敗することもあります。ですから、失敗してしまったら、しっかり相手に謝って反省することも大事です。失敗した人を「あいついじめっ子だ」という形で責めることは、逆に新たないじめを生みますから、それも法の趣旨に反します。早い段階で見つけられれば、さっきも言った通り、謝ることで済む場合が多いわけです。ですから、「あいつはいじめっ子」という話ではなくて、「手段を選び間違えてしまったから、他にどんな手段が

あったかを考えよう」というところで、大人も一緒に考えることが重要になってきます。

また、今回10分間遅刻して、みんなの足並みを10分間乱しているわけですが、本当に仲間外れやそういった扱いを受ける価値があることなのかということも考えていかなければなりません。「みんなの足並みに10分揃えられなかったら、それは何をされても仕方ないよね」という状況は、人の尊厳というものを軽く考えている状況です。どうしても集団と個の対立が起きると人の尊厳よりもその中のルールや正しさの方が重要になっていきやすいですが、そこは1回、立ち止まって考える必要があります。私たちは学校などで正しいことは教わるのですが、それとの付き合い方や向き合い方、正しさの使い方は、あまり教わりません。一方、弁護士という職業は、法律という力を使うわけですから、本当にこの力を振上げていいのか、この正しさを振りかざして良いのかを常に自問自答しています。だからこそ、子どもたちにも「正しさとの向き合い方」を考えてほしいと思っています。

実際、真面目な子に起きやすい思考として、「Cさんはみんなで朝練しようと思った“決まり”を守ってない。だから、Cさんを遅刻させなくするしか解決方法はない」というところから動かないことがあります。「どうやってこの問題を解決しようか」と、フレキシブルな考え方になっていかないのです。

冒頭にお話ししましたが、1度きちんと向き合っておきたい「すべき」という概念の反対概念として、「したい」があります。これは、自分の内心から湧き上がる動機です。逆に「すべき」は、第三者が作った自分の外側の規範に従わせる意味合いが非常に強い

言葉です。例えば、「あなたはいじめをすべきじゃないよ」と言ったときに、「あなたは どう思っているかはさておき、その行動をやめなよ」という意味合いが強いわけです。ここに相手の内心や相手の事情に対する配慮はありません。今、「主体的・対話的で深い学び」に向けて学校は動いているところですが、主体性は自分がどう「したい」というもので、「すべき」が多ければ多いほど、主体性は失われていきます。ですから、本当に主体性を重視したいのであれば、「すべき」を減らした方がいいと考えています。

さらに、「すべき」が増えると、子どもたちは考えなくなります。「遅刻すべきじゃない、遅刻したらいけない」というルールが自分の根拠だから、「だって遅刻はダメなこと」と言えば、いじめた理由の説明が終わってしまうわけです。ですから、「本当は実際どういう弊害が生じているか、実際はそれは許容できることではないのか」という細かいことを考えなくて済み、思考も徐々に停止していきます。いじめをやってはいけない理由も「法律がこうなっているから」で説明が終わってしまいますから議論が全く深まりません。この観点からも、やはり「すべき」は減らした方がいいだろうと思います。

子どもたちには、主語を「私」にして、「したい」を考えてみるだけでだいぶ変わるよ、と伝えています。自分の「したい」は何なのか、本当は何を望んでいるのかを考えていくと、自分を尊重することに繋がっていくからです。今回の事例では、Dさんたちが怒っていて、「決まりは守るべきでしょ。朝練をやるよと決めたでしょ」と言っています。怒りとは、本当は相手に望むものがあるのに、叶えてくれないから湧く感情です。つま

り、本当は自分の中に相手に望んでいることがあるわけです。今回のDさんだったら、「全員揃って練習したい」「団結したい」「みんなでやりたい」と望んでいるものがある一方、「決まりは守るべきでしょ」と正しさを振りかざしている間は、自分の本当に望んでいることに向き合わないで済むのです。しかし、自分が自分の「したい」こと、「全員揃って練習したい」「団結したい」という気持ちを自分で自覚することができれば、その気持ちに従った行動をとることができるわけです。「私は、みんなで揃って練習したいから、遅刻されると、嫌な気持ちになってしまう。なぜ遅刻してくるのかをきちんと説明してほしい」ということを素直に言えるわけですね。自分の気持ちをまず自覚することが大事で、「すべき」と言いたくなかった時こそ「何をしてほしいのだろう」「何をしたいのだろう」ということを考えるように癖をつけていこうとお話しています。

先ほど、いじめはたくさんある解決手段の中からあえて選んでしまっているという話をしましたが、どうしても、「他の手段を選択すべきだった」と、結局「すべき」が出てきてしまいます。それはもったいないことです。なぜ私があなたに他の手段を選んでほしいのかを伝えることが大事です。法律でこうなっているから、みんながこうすべきだからではなく、「私はあなたに他の手段を選択して欲しい。なぜならば、私自身が誰かの尊厳を傷つけたことがあって、それをすごく後悔しているから、あなたにはそういうことをしてほしくないからだよ」など、そういう形で自分の経験や感情、そして思いを相手に伝えることができます。ですから、主語を「私」にする。自分に説明責任

をもってすることが大切です。「すべき」で押し切ってしまうのはもったいないです。

Dさんたちの言い分として想定されるものの中に「Cさんだけ“おとがめなし”なんてズルい！ペナルティも必要だ！」というものがあります。こうした意見に対しては、手続保障(適正手続)(日本国憲法第31条)の概念を説明します。法律で定められた刑事手続に乗せなければ刑罰を科されないという考え方です。ここからは、誰かに制裁を加えてはいけないという「私的制裁の禁止」という概念も導かれています。他には「比例原則違反」というやりすぎ禁止という考え方もあります。例えば、何かペナルティーを課す時に、鉛筆1個を忘れたら校庭10周のように、ペナルティーとやったことの釣り合いが取れないものは課してはいけません。冒頭でも述べた通り、法は個人を尊重するためにあります。作った法律によって、少数の人たちだけが犠牲になる状況があってはならないわけです。しっかりルールを作って、その人たちも尊重されるような仕組みにしていくことが大切です。ですから、作ったルールが誰かを抑圧していたり、誰かを犠牲にしてしまっていたりするようなことがあれば、変えていくことが大切です。

手続保障(適正手続)は、基本的には刑事手続を前提としていますが、その基礎となる「手続を守ることで人権保障に繋がる」という考え方は刑事手続のみならず様々な場面でその趣旨が反映されています。そもそも、「手続」は本来、権力や力に対するブレーキです。例えば、刑事罰を科すことは最高の人権に対する制約です。死刑であれば、その結論を本当に下していいのかを多数の手続を経る中で検討していきます。それ

らを全て適切に経たからこそ、その判決の妥当性が担保されるわけです。当然、刑事罰だけではないですが、色々なところで、力や権限があるところこそ手続が必要で、本当にその権力を発動していいのかを確認する作業が手続きだということですね。今回の件で、もしCさんにペナルティーを課したいのであれば、「事前にこういうことをしたら、こういうペナルティーが課されますよ」ということを明確にしておかなければなりません。もし、Dさんたちが自分を尊重し、かつ誰の尊厳を傷つけない手段でこの問題を解決するという立場に立つならば、みんなで話し合っ、「やっぱり足並みを揃えられない人たちがいると、非常にクラスの空気も悪くなるから、事前に連絡をくれればいけれども、無断欠席が3回続いたら昼練を10分追加することにしようよ」といったことは提案していいわけです。それが、お互いがちゃんと尊重し合いながら尊厳を傷つけずに行う手段のうちの1つということになります。

法には、社会生活を円滑に進める機能があるので、日頃私たちが疑問に感じたり、分かっているけど言語化できなかつたりする部分を明確にする力があります。法を学ぶと、何がフェアなのか、こうすればお互いが尊重できるということを学ぶことができますし、自分が相手を尊重するとはどういうことかということも学ぶことができます。

(6)「私」と「社会」の繋がりを捉える

【ゲスト】今日皆さんにお伝えしておきたい大切な視点が、「私の権利」と「あなたの権利」はつながっているということです。

先ほどの合唱コンクールの事例で、「とはいえ、遅刻した人が悪い。悪口や無視くらいは仕方ない」という意見はよくあります。こういった意見を強く持つ子たちに、「じゃあ、もし自分が同じ立場になったらどうしますか」と質問をすると、その多くが「その時は私が悪いので我慢します」と答えます。実は、それは条件付きで自分に対する不当な権利侵害を許容しています。「自分も遅刻した場合は、悪口や無視をされても良い」と言っているのと同じことだからです。これは、本質的には自分を尊重できていません。しかし、それになかなか気づかないわけです。

Cさんが失敗していじめを受けるクラスは、自分が失敗した時も同じ扱いを受けるクラスです。逆に、Cさんが守られるクラスは、私も守られるクラスです。ですから、私の権利も、あなたの権利も守られていく環境を作ることがとても大切です、それこそが自分を尊重することに繋がるのです。「自分の権利とあなたの権利は繋がっている」ということをぜひ忘れないでほしいです。

法は全ての個人を尊重するためにあって、お互いの権利を調整するものであることを冒頭で述べました。その権利の調整には、「縦の関係性」と「横の関係性」があります。「横の関係性」は、私とあなたです。対等な関係性の中で、私の権利、あなたの権利という感じで調整していくのが横の関係性ですが、実は「縦の関係性」の方が圧倒的に重要です。縦の関係性は、会社と個人、国と私、つまり大きなものと個人という調整です。この構造をあえて単純化して説明すると、法は、まず多くの人を束ねる立場に権限を与えます。物事を動かすためには、権限が必要だからです。他方、個人に対しては権利行

使の機会を与えています。「機会はしっかりと与えるから、あとは自分で行使するように」という感じです。ですから、自分がどのような権利を持っていて、どのようなタイミングで権利行使すればいいのかが分からないと、永久にこの機会を失い続けるわけです。

法の世界には「権利の上に眠る者は保護しない」という言葉があります。本当は権利を与えているのに使わないのなら保護しなくてよいよねという考え方です。消滅時効のように、一定期間で権利が消滅してしまう制度もあります。ですから、何か理不尽に思ったら、自分の何が侵害されているだろうか、なぜ理不尽だと感じているのかと考えることが大事で、それが、自分には何が保障されていて、何を主張できるのかを知るきっかけになります。理不尽に対して敏感になることも重要です。

いじめを法的に捉えると、教室の中の合唱コンクールの事例が、個人の内側から社会の構造というものにまで、繋がってくるのがわかります。様々なところが見えてくるし、最終的に捉えなければならないのは、「私」なのです。私がどう思うかを大事にしていくと、自分が感じる違和感が実は社会システムの問題だということもあります。そうやって自分を捉えていくということが大事ですし、「私」を捉えると「社会」の捉え方も変わっていきます。「私」を捉えることを諦めないことが、非常に大事なことです。

(7) 質疑応答

【参加者】中学生の時に部活動の部長をやっていました。「〇〇したい、こうしたい」

という感情論だけでうまくいかないこともあり、すごく難しかったです。部長など少し上の立場にいるけど、そこまで権限を持っていない立場からは、どのようなアプローチをしていくことが重要でしょうか。

【ゲスト】今、「したい」に関しては感情論だと仰いました。先ほど感情に沿うことは大事だということを申し上げましたが、実は感情の次に目的が出てくるわけですね。その中で、例えば相手に動いてもらうためにどのような言い方をするのがいいか、相手に不安があって動かない場合、不安を払拭できるための材料を持って行く必要があるかなど、戦略を練っていくことになると思います。特に人を動かす話になると、相手に「こうすべきなのにしない」ということを言っても絶対に動きません。だから「してほしい」から対話が始まると思います。「してほしい」「なぜできないのか、教えてほしい」「どうしたらできるかを一緒に考えたい」というふうに。

これからは今の社会が変わって行って、相手の命令だけで動く人は段々減ってくると思うのです。だから対話力というか、どこを補強していったら動いてもらえるかを考えていくことが大切だと思っています。つまり、権限だけに頼らない人の動かし方ですね。それをどのぐらい学生時代や、社会人の早い段階で身につけられるかで、差がついていくでしょうから、その意識を現時点で持ってらっしゃるということは素晴らしいことです。

【参加者】小学生に対するいじめの意識改革に関して、どのようにお考えでしょうか。

【ゲスト】最近、小学校からの依頼も増えてきています。小学校には、単発の講演が多いのですが、その際は1年目のDVDの貸し借りが仲間はずれを招くという事例を持って行って、45分でお話ししています。中学生とほぼ同じ感覚で、議論させても小学生はしっかりついてきます。5、6年生は自分の意見も、的確な意見も言えます。それより低い学年は分かりませんが、やはり子ども扱いしないことが大事だと思っていて、小学生だからといって、感情だけに訴えかけるのではなくて、しっかり思考を尊重してあげて、どういうふう考えられるかを突き詰めていくと、少なくとも「こうあったほうがいいのではないか」という自分なりの意見を述べられると思います。中学生や高校生にとっても、頭では分かっているけどできないことはありますが、頭で分かるということも非常に大事で、そこは小学生でも一緒だと思います。